令和7年度白鷹町こども芸術文化育成事業要綱

白鷹町芸術文化協会

１．趣　旨

こどもの成長の中で、身体はスポーツでつくり、心は文化力で育てる、という両面が必要である。

しかし現況は、スポーツ関係では、体育協会や各種スポーツ協会、スポーツ少年団等の組織が確立済であるが、文化関係は内容の特殊性から、個別意識で成り立ち、組織的な育成の仕組みがない。

このままでは、文化活動指導者の高齢化や後継者育成が停滞し、伝統・伝承文化分野でも存続が懸念される。更に、各団体への新規加入の減少、継続後継者不足、年間稽古に係る経済負担問題、外部指導者の対応に係る費用負担などの課題がある。

さらに、置賜の文化振興のために、県と３市５町の文化協会と市町で「置賜文化フォーラム」が組織されているが、こどもの文化力の向上育成と共に、こども文化活動の発表の場の提供等を目的にして「置賜こども芸術祭」を毎年実施している。しかしながら、当町では毎年芸術祭に参加する分野、団体などの選抜推薦には、活動団体等の組織が弱小等から、舞台発表に参加可能であるかの調整には苦慮している現実がある。

　　　これまでは、町少年少女合唱団の新規育成にのみ、町からの育成補助が行われきているが、文化活動を行っている他分野の団体等にも育成費等の補助制度を創設し、町内のこども文化活動の無限の可能性を引き出してゆくことが必要である。

　　このようなことから、町芸術文化協会に補助金を交付し、芸術文化協会が推進母体として、文化活動行っている団体に対し補助金を交付し助成を行っていくものである。「こども」の定義は小・中・高校生・専修学校とする。

２．助成金額

　　予算の範囲内において定額とし、１団体５万円（下限）～１０万円（上限）とする。

３．対象団体

　　次の要件を満たしている団体及びグループを対象とする。

（１）申請時点で設立後１年以上の活動実績があり、白鷹町に居住するこどもが常時２人以上の会員規模の団体。

　　尚、年度始めから新規に活動を開始する団体は別に定める。

　（２）構成員の半数以上が、白鷹町に居住するこどもである団体。

　（３）少なくとも月１回以上の練習（活動日）を定め、継続して運営している団体。

（４）芸術文化協会に加入し、将来の担い手として、協会の発展に寄与する団体。（協会加入会費は無料。）

（５）国、県、及び町等の他の制度の補助金等の交付を受けていない団体。

４．対象の活動・経費

事業期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日とし、この間実施する活動費の次のものとする。

（1）報償費（講師謝金等）

（2）旅費（外部講師等の交通費実費等）

（3）使用料及び借料（会場使用料、用具借料、衣装借料等）

（4）役務費（団体所有の用具の修理費、用具運搬代、切手代等）

（5）需用費（消耗品費、印刷製本費等）

５．対象となる事業

（1）展覧会、発表会、演奏会等の開催

（2）外部講師を招いての活動

（3）町外で行われる展覧会、発表会、演奏会等への参加

（4）その他教育委員会及び芸術文化協会長が特に認める事業

６．団体の募集

　　広報しらたか４月号にて、団体の募集を行う。募集期間は、４月１５日～５月末までとする。ただし、応募状況に応じて募集期間を延長する。

７．交付申請手続き

募集期間内に、交付申請書（様式第１号）に次の書類を添付して、白鷹町芸術文化協会長に提出すること。ただし、内容が把握できる同様の書類があれば、それをもって添付書類に代えることができる。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）団体概要書（様式第４号）

（４）会員名簿　（様式第５号）

８．助成の決定と通知

　　審査会において書類審査の上、助成団体の「可」「否」及び交付決定額について、決定後速やかに書面にて通知する。

　　審査会は、芸術文化協会及び教育委員会で行う。

９．実績報告

活動が完了したときは、その日から１０日間以内に実績報告書（様式第６号）に次の書類を添付して、白鷹町芸術文化協会長に提出しなければならない。ただし、内容が把握できる同様の書類があれば、それをもって添付書類に代えることができる。

（１）事業実績書（様式第２号）

（２）収支決算書（様式第３号）

（３）その他芸術文化協会長が必要と認める書類

１０．概算払

団体からの請求があり、かつ、必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。